



府債残高等の状況について

平成23年10月 大阪府総務部財政課

1 大阪府の地方債残高について

(1) 全会計ベース

- ① 区分（一般会計、特別会計）ごとの推移
 - ② 実質府債残高の推移
- (参考) 普通会計ベースの地方債残高

2 減債基金について

(1) 減債基金残高の推移

(2) 減債基金からの借入れ

(3) 減債基金の積立不足額

- ① 減債基金積立ルールによるもの
- ② 減債基金からの借入れによるもの



3 実質公債費比率について

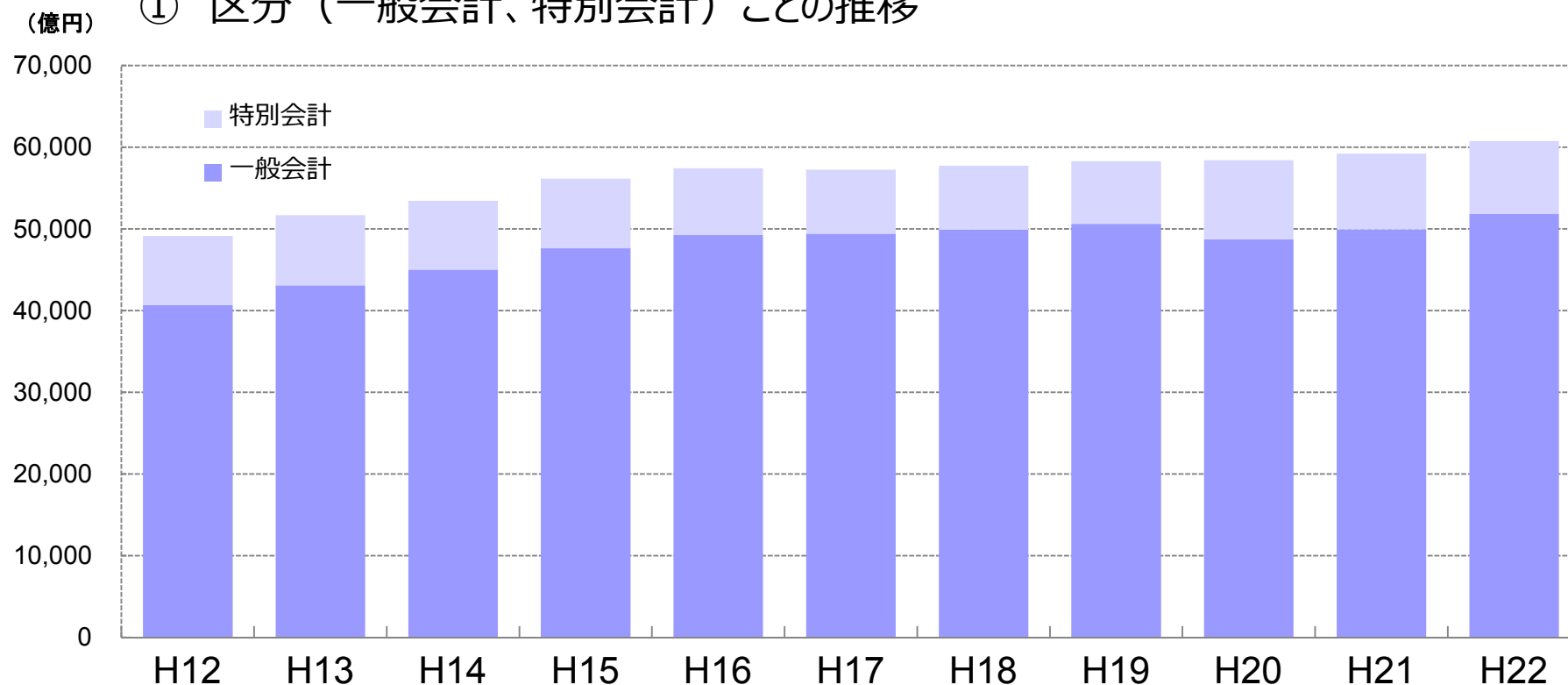
(1) 実質公債費比率の推移

※特に断りのない限り、本資料のデータは22年度までは決算ベース、23年度は当初予算ベース、24年度以降は粗い試算（23年2月版）ベースで作成

1 大阪府の地方債残高について

(1) 全会計ベース

① 区分（一般会計、特別会計）ごとの推移



全会計の地方債残高については、減債基金（10ページ参照）の積立状況にかかわらず、保有している地方債の実際の残高（金融機関に償還すべき残高）を表示しています。

■ 一般会計、特別会計とは？

一般会計： 地方公共団体（都道府県や市町村など）の会計の中心となるもので、地方税、地方交付税などを主な財源として学校、住宅、道路等の建設をはじめ、社会福祉、保健衛生など基本的な施策を行うための会計です。

特別会計： 特定の事業を行う場合や特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と分けて経理する必要がある場合に、その経理を明確にするため、法律や条例に基づいて設置できる会計です。

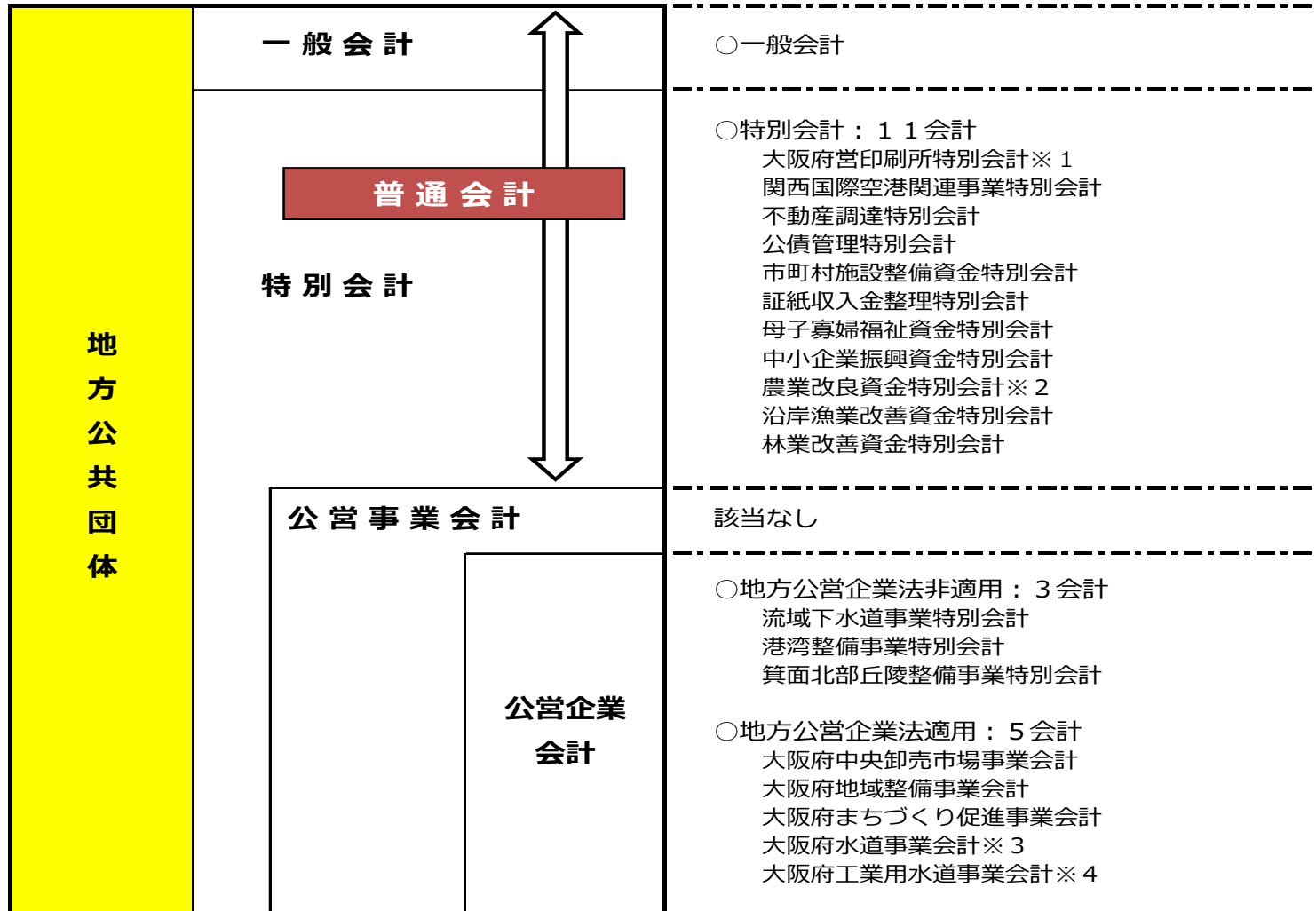
この2つの会計を足し合わせたものが、全会計になります。

（ 参考 ） 計数表

○府債残高の推移（単位：億円）

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
全会計府債残高	49,121	51,674	53,419	56,132	57,409	57,257	57,745	58,288	58,400	59,220	60,739
うち一般会計	40,695	43,098	45,031	47,626	49,228	49,410	49,910	50,627	48,735	49,923	51,802
うち特別会計	8,426	8,576	8,388	8,506	8,181	7,847	7,835	7,661	9,665	9,297	8,937

■ 一般会計、特別会計とは？

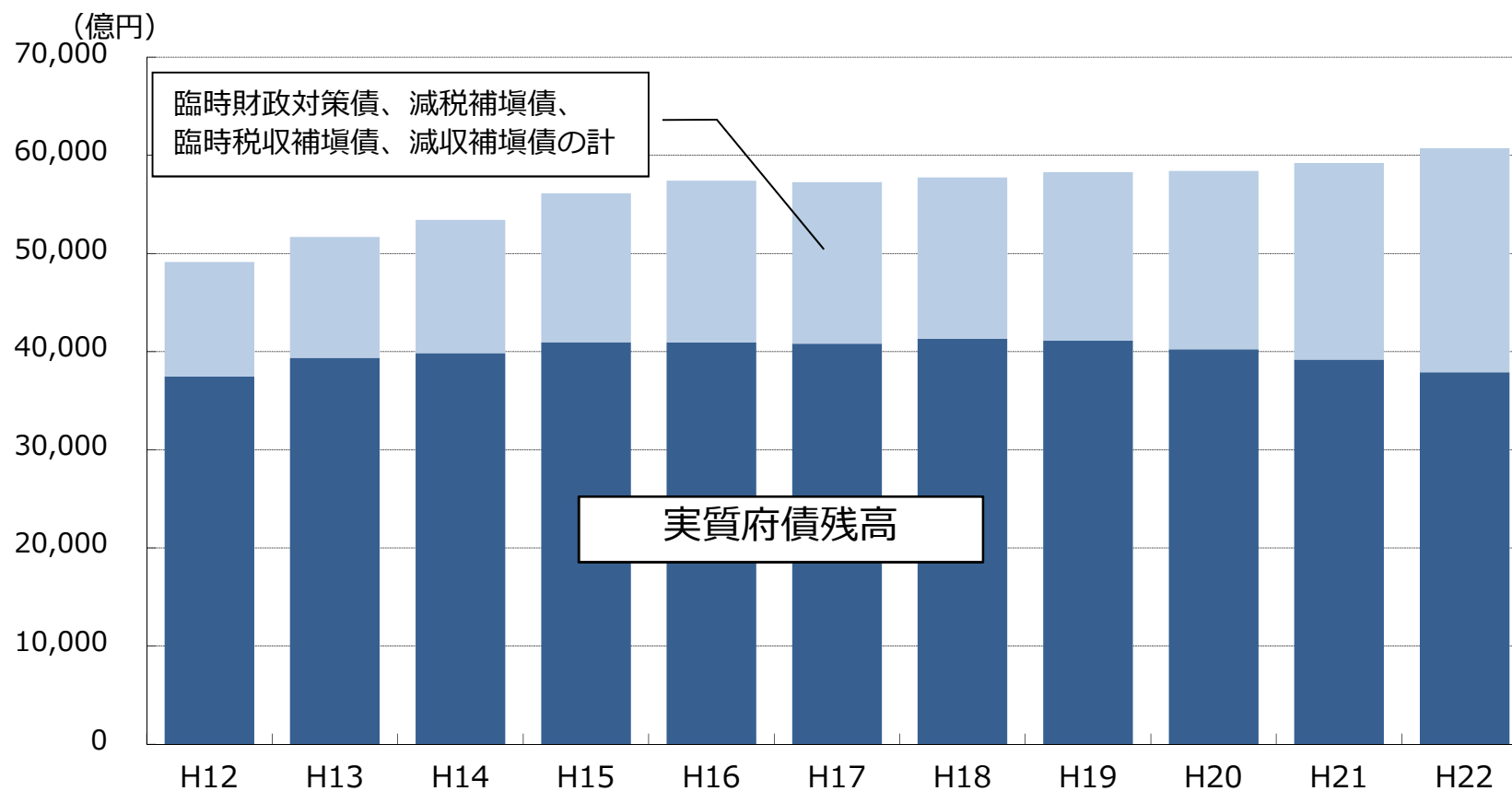


23年度からは、※1、※3、※4の会計は廃止。※2の名称は「就農支援資金等特別会計」に変更

1 大阪府の地方債残高について

(1) 全会計ベース

② 実質府債残高の推移



■ 実質府債残高とは？

全会計の府債残高から臨時財政対策債等の府債（＝臨財債等：臨時財政対策債、減税補填債、臨時税収補填債、減収補填債の計。これらの起債は税や交付税の代替措置として発行するものであり、財源対策的性格をもつものです。）を除いたものです。実質的に府が発行についてコントロールできる地方債の残高を表しています。

実質府債残高については、H18をピークに減少しています。

なお、臨時財政対策債は、近年、発行額が急増しており（H23当初予算 2,800億円）、全会計ベースの府債残高を押し上げている要因となっています。

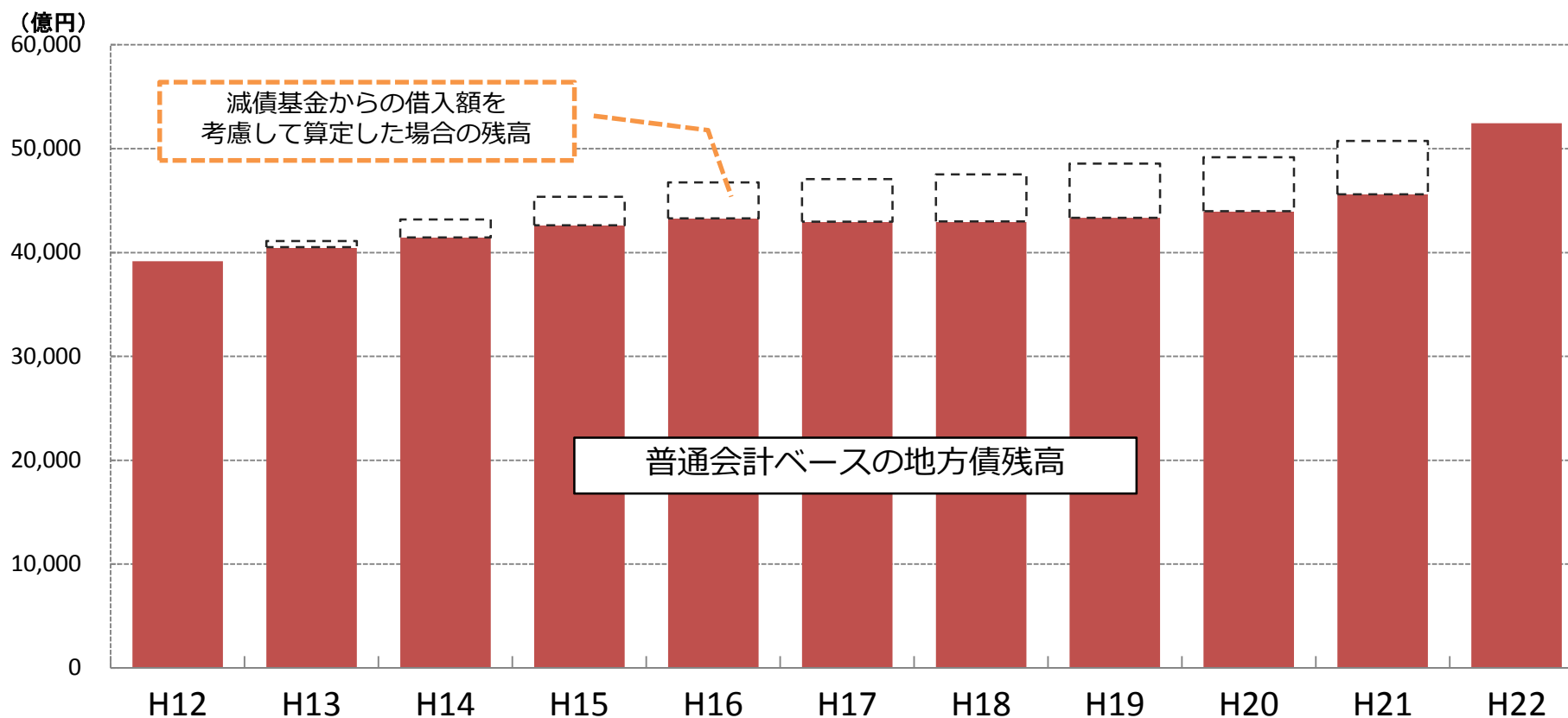
（ 参考 ） 計数表

○府債残高の推移（単位：億円）

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
全会計府債残高	49,121	51,674	53,419	56,132	57,409	57,257	57,745	58,288	58,400	59,220	60,739
うち臨財債等残高	11,648	12,312	13,575	15,163	16,486	16,446	16,427	17,167	18,153	20,040	22,853
うち実質府債残高（全会計）	37,473	39,362	39,844	40,969	40,923	40,811	41,318	41,121	40,247	39,180	37,886

1 大阪府の地方債残高について

(参考) 普通会計ベースの地方債残高



普通会計の地方債残高において、減債基金（10ページ参照）の積立分については、償還したものとして地方債残高から控除しています。府では、13～19年度まで減債基金から借入れを行っていましたが、22年度に一括して返済したのと同様に積立分から同額を取崩した（12ページ参照）ことに伴い、22年度の普通会計ベースの地方債残高は、減債基金の取崩し相当額が増加することとなりました。なお、これに合わせて、13～21年度についても、減債基金からの借入れ額を考慮して算定した場合の残高を参考的に表示しています。

■ 普通会計とは？

個々の地方自治体が設けている各会計区分の範囲が異なっていることなどにより、地方公共団体間の財政比較や統一的な把握が困難なため、地方財政の統計上、統一的に用いられている会計区分です。

具体的に言えば、一般会計と特別会計を合算したものから、公営事業会計（4ページ参照）を除いたものです。

■ 普通会計ベースと全会計ベースとの府債残高の違いとは？

将来の地方債の償還に備えて、地方債発行額の一定割合を減債基金※に積み立てていますが、総務省による地方債残高の表示ルール（＝普通会計ベース）では、減債基金への積立分については償還したもとして地方債残高から控除することとしています。

一方、府が公表している府債残高の表示ルール（＝全会計ベース：2ページ参照）では、減債基金の積立状況にかかわらず、保有している地方債の実際の残高（金融機関に償還すべき残高）を表示することとしています。

※ 減債基金とは、府債の償還財源を確保し、財政の健全な運営に資するための資金を積み立てることを目的に設置された基金です。（11ページ参照）。

■ 過去に行った減債基金からの借入れの取り扱い

府では、13～19年度までの間、危機的な財源不足への対応として、やむを得ず減債基金から借入れを行っていましたが（12ページ参照）、普通会計ベースの府債残高等については表示ルールに従って公表してきました。（表示ルール上、いったん積立を行った時点で、償還したものととして地方債残高から控除するため、減債基金から借入れを行っても地方債残高は復元しない）。

その後、22年度に一括して返済したのと同時に積立分から同額を取崩をした（12ページ参照）ことに伴い、22年度の普通会計ベースの地方債残高は、減債基金の取崩し相当額が増加することとなりました。

なお、これに合わせて、13～21年度についても、減債基金からの借入分を考慮した場合の残高を参考的に表示しています。（7ページ参照）

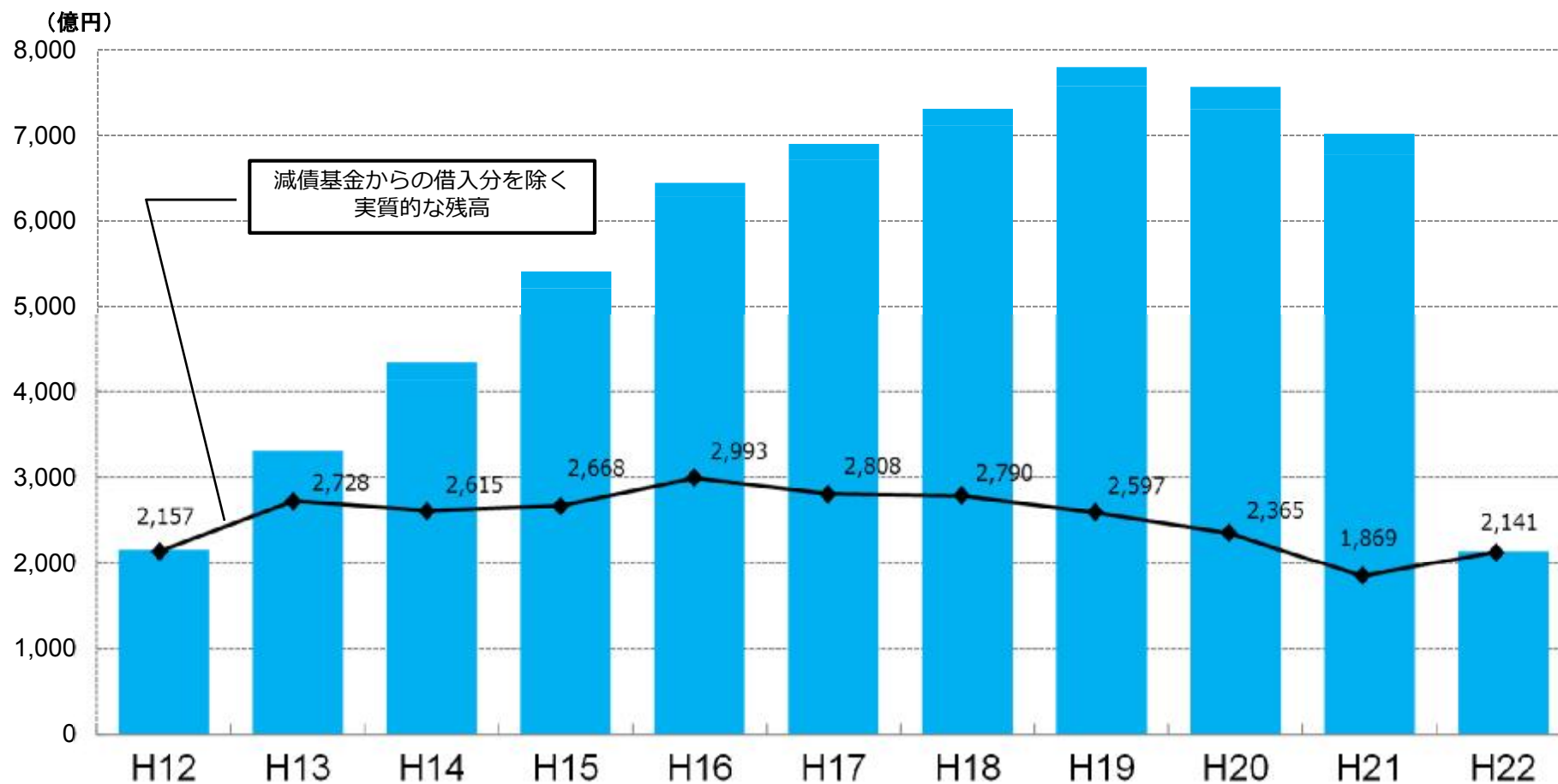
（ 参考 ） 計数表

○府債残高の推移（単位：億円）

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
普通会計府債残高（A）	39,169	40,519	41,456	42,636	43,293	42,972	43,005	43,354	43,973	45,608	52,440
（参考）減債基金からの借入分（B）	—	577	1,722	2,742	3,452	4,092	4,522	5,202	5,202	5,150	—
（参考）合計（A）+（B）	—	41,096	43,178	45,378	46,745	47,064	47,527	48,556	49,175	50,758	—

2 減債基金について

(1) 減債基金残高の推移



※H22特例処分 (12ページ参照) ▲5,150億円

■ 減債基金とは？

減債基金とは、府債の償還財源を確保し、財政の健全な運営に資するための資金を積み立てることを目的に設置された基金です。

府債の借入先の大半は「債券市場」からであり、「満期一括償還方式」による債券を発行することにより借入れを行います。

このため、満期時に一度に多額の償還財源が必要になり、府債（地方債）の本来の機能である「世代間の公平」を果たせなくなることから、満期日が来るまでの間、一定のルールに基づいて償還財源を積み立てる基金を設置し、満期日に備えるようにしています。この基金を減債基金といいます。

（ 参考 ） 計数表

○ 減債基金残高の推移（単位：億円）

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
減債基金残高	2,157	3,305	4,337	5,410	6,445	6,900	7,312	7,799	7,567	7,019	2,141
うち満期一括償還分	1,997	3,096	4,130	5,211	6,289	6,710	7,120	7,577	7,305	6,778	1,865
うち繰上償還分等	160	209	207	199	156	190	192	222	262	241	276

※全会計ベース



2 減債基金について

(2) 減債基金からの借入れ

○ 過去の財政運営

バブル経済崩壊後の税収の大幅減による多額の財源不足を補い、財政再建団体転落を避けるための緊急やむを得ない措置として、府では13年度から19年度までの間、減債基金から合計で5,202億円の借入れをおこなってきました。（→ 名目上の残高と実質的な残高が乖離）

○ 減債基金からの借入れのストップ

20年度以降は、こうした手法からは決別し減債基金から新たな借入れを行わないこととし、そのために基金条例の関係規定を改正しました。

○ 減債基金からの借入れの返済

まず、最初に、20年度に行った基金条例の改正にあわせて、決算剰余金の1/2相当額を借入返済に充てるために、減債基金に積み立てることにしました。

また、名目上の残高と実質的な残高が乖離している状態（借入れが完全に返済されていない状態）は、府民にとって分かりにくく、財務マネジメントのあり方としても、適正とは言いがたいため、22年度当初予算において減債基金に借入れ相当額を一括で返済（形式的に借入を解消）した上、同額を取り崩すこと（＝減資）により名目残高を実質残高に一致させることとしました。

(参考) 計数表

○減債基金からの借入れ額の推移 (単位 : 億円)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
借入額	577	1,145	1,020	710	640	430	680	0	0	0
返済額	0	0	0	0	0	0	0	0	▲ 52	0
H22特例処分による返済額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲ 5,150
借入額累計	577	1,722	2,742	3,452	4,092	4,522	5,202	5,202	5,150	0

※22年度当初予算において、減債基金に借入額を一括で返済した後、同額を取り崩す特例処分を行った。





2 減債基金について

(3) 減債基金の積立不足額

○ 減債基金の積立不足とは？

① 減債基金積立ルールによるもの

府債の大半は、満期一括償還方式により債券市場から借入れを行っています。また、府債は通常、30年間で償還します。その間、平準化して負担するため減債基金に償還財源を積み立てています。（11ページ参照）

a. 府では、最初の3年間は据え置き、その後4年目からは毎年、発行額の3.7%相当額を減債基金に積み立て、30年で償還するというルールを採用しています（ $3.7\% \times 27年 = 99.9\%$ ）。※なお、13年度までの発行分については、毎年度積み立てしていくものの、30年目には発行額の22.7%が必要となるルールでした。

b. 一方、18年度以降、国（総務省）では、毎年、発行額の3.3%相当額を減債基金に積み立て、30年で償還するという標準化ルールを示しています（ $3.3\% \times 30年 = 99.9\%$ ）。

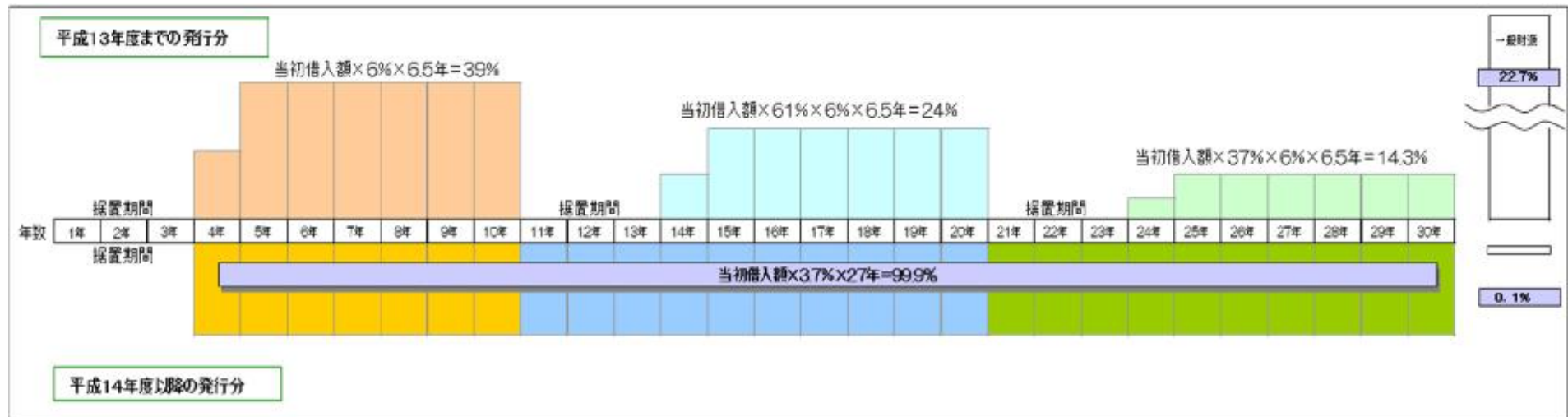
このように、府ルール(a)では、最初の3年間の据え置き期間を設けているため、国ルール(b)と比べて償還ペースが遅く、その「差」分が積立不足として発生しています。

② 減債基金からの借入れによるもの

もう一つの要因は、22年度に減債基金からの借入れの返済と同時に処理をおこなった「減資」（12ページ参照）によるものであり、22年度から復元積立を実施しておりますが、23年度末見込みで、4,253億円の積立不足を生じています。

(参考) 減債基金積立ルールについて

13年度までの発行分については、現行と違い、下図の上段に示すようなルールで積み立てていました。
 しかし、このルールでは、最終償還時に多額の一般財源が必要となるため、14年度以降の発行分については、下図の下段に示すように3.7%で積み立てることとしました。
 したがって、最終償還時に多額の一般財源が必要となることはありません。



(参考) 計数表

○減債基金からの借入れによる積立不足額の推計 (単位：億円)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
借入額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
返済額	▲ 52	▲ 5,150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H22特例処分による返済額	0	5,150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
復元積立額 (H22～) (うち決算剰余金1/2相当分)	0 (0)	▲ 383 (▲ 155)	▲ 514 (▲ 129)	▲ 260 (0)	▲ 260 (0)	▲ 260 (0)	▲ 260 (0)	0 (0)	▲ 140 (0)	▲ 190 (0)	▲ 200 (0)	0 (0)
積立不足額	5,150	4,767	4,253	3,993	3,733	3,473	3,213	3,213	3,073	2,883	2,683	2,683

← H24以降の推計は、「粗い試算 (23年2月版)」による →

※復元積立額とは、実質公債費比率が25%を超えないために必要な減債基金積立額



(参考) 計数表

○減債基金の積立不足額の推計 (単位：億円)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
減債基金残高 (A)	2,351	2,215	2,250	2,608	2,524	2,515	2,114	1,792	1,418	1,665	1,866
積立必要額 (B)	-	5,168	6,093	6,741	6,603	6,216	6,029	6,150	6,352	6,854	7,444
積立不足額 (C) = (A) - (B)	-	▲ 2,953	▲ 3,843	▲ 4,133	▲ 4,079	▲ 3,701	▲ 3,915	▲ 4,358	▲ 4,934	▲ 5,189	▲ 5,578
① うちルールの違いによるもの	-	(▲ 1,231)	(▲ 1,101)	(▲ 1,209)	(▲ 1,733)	(▲ 2,109)	(▲ 2,213)	(▲ 2,656)	(▲ 2,777)	(▲ 3,048)	(▲ 3,701)
② うち借入によるもの	(▲ 577)	(▲ 1,722)	(▲ 2,742)	(▲ 3,452)	(▲ 4,092)	(▲ 4,522)	(▲ 5,202)	(▲ 5,202)	(▲ 5,150)	(▲ 4,767)	(▲ 4,253)
借換債増発による減債基金増加分	0	0	0	528	1,746	2,930	3,500	3,500	2,993	2,626	2,376

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
減債基金残高 (A)	2,747	2,835	3,181	2,745	2,050	2,281	2,728	3,133	3,025
積立必要額 (B)	8,611	8,625	8,636	8,310	8,041	8,437	8,679	8,456	8,344
積立不足額 (C) = (A) - (B)	▲ 5,864	▲ 5,790	▲ 5,455	▲ 5,565	▲ 5,991	▲ 6,156	▲ 5,951	▲ 5,323	▲ 5,319
① うちルールの違いによるもの	(▲ 4,163)	(▲ 4,313)	(▲ 4,176)	(▲ 3,639)	(▲ 3,150)	(▲ 3,083)	(▲ 3,068)	(▲ 2,640)	(▲ 2,636)
② うち借入によるもの	(▲ 3,993)	(▲ 3,733)	(▲ 3,473)	(▲ 3,213)	(▲ 3,213)	(▲ 3,073)	(▲ 2,883)	(▲ 2,683)	(▲ 2,683)
借換債増発による減債基金増加分	2,292	2,256	2,194	1,287	372	0	0	0	0

← H24以降の推計は、「粗い試算 (23年2月版)」による →

- ※ 1 積立必要額とは、国 (総務省) が示している標準化ルールによって算出したもの (借換債の増発分を含む満期一括償還分のみ)
- ※ 2 減債基金残高は積立必要額 (※ 1) に応じた府の実質的な残高 (10ページ参照) を計上
- ※ 3 借換債の増発とは、減債基金からの借入れを行ったことで、投資家に償還するための減債基金の残高が不足してしまうことを防ぐために大阪府がとった手法 (借換債を増発することで、満期償還時の減債基金の取り崩しを抑制)

■ 借換債の増発とは？

府では、13～19年度まで、緊急やむを得ない措置として総額5,202億円の減債基金の借入れを行ってきました（12ページ参照）。このことにより投資家に償還するための減債基金の残高が不足してしまうことを防ぐため、16～19年度まで、通常の借換額を上回る借換債を発行（借換債の増発）しました。

なお、これらの措置は法令に違反するものではありませんが、20年度からは減債基金からの借入れとあわせて、このような手法から決別し、以降は借換債の増発は行わないこととしました。

（ 参考 ） 計数表

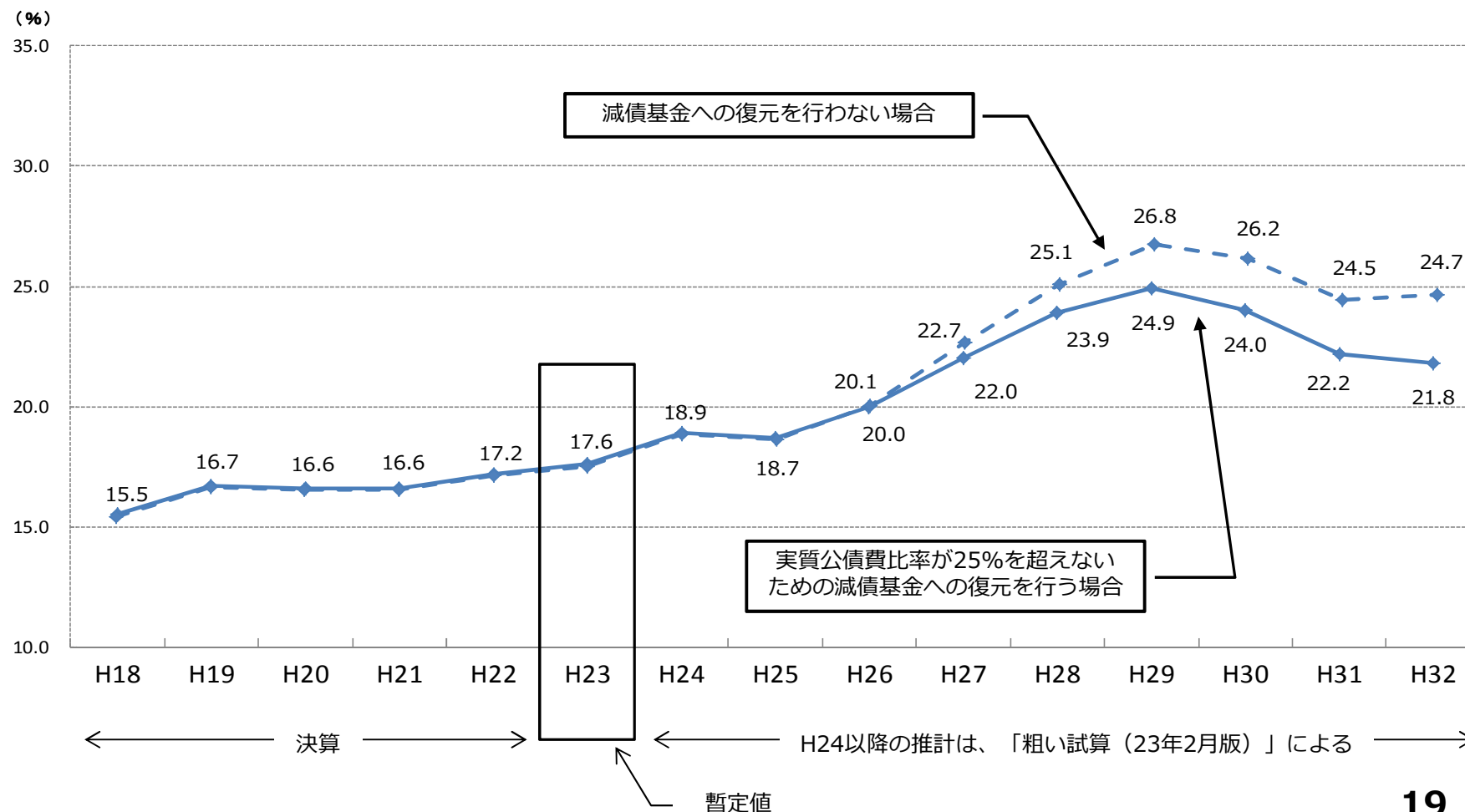
○借換債の増発額の推移（単位：億円）

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
借換債の増発額	528	1,218	1,184	570	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
償還額	0	0	0	0	0	507	367	250	84	36	62	907	915	372
借換債の増発額累計額	528	1,746	2,930	3,500	3,500	2,993	2,626	2,376	2,292	2,256	2,194	1,287	372	0

← H24以降の推計は、「粗い試算（23年2月版）」による →

3 実質公債費比率について

(1) 実質公債費比率の推移



■ 実質公債費比率とは？

実質公債費比率とは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（いわゆる財政健全化法）で規定されている、地方公共団体の財政状況を示す4つの指標のうちの一つで、簡単に説明すると、「各自治体の財政規模に対する公債費（毎年の借金の返済額）の割合（の3か年平均）」です。この数値が大きいほど、財政運営が厳しい、借金の返済に追われているということになります。

なお、府では、20年度に策定した財政再建プログラム案以降、将来にわたって、この実質公債費比率が25%を超えないという財政運営を行うことをめざしています。ちなみに、25%を超えると、財政健全化法で府民サービスの提供に制約が課されてしまう「財政健全化団体」に転落することとなります。

